

住宅宿泊事業法施行条例をここに公布します。

平成三十年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二号

住宅宿泊事業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間について定めるほか、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「住宅」とは、法第二条第一項に規定する家屋をいう。

2 この条例において「住宅宿泊事業」とは、法第二条第三項に規定する事業をいう。

(届出書に添付する書類)

第三条 法第三条第一項又は第四項の届出をしようとする者は、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類のほか、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

第四条 法第十八条の条例で定める区域及び実施を制限する期間は、次の上欄に掲げる市町のうち、中欄に掲げる区域ごとに、下欄に掲げる期間とする。

市町	区域	期間
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する施設のうち知事が指定するものを除く。以下この項において「学校等」という。）の敷地の周囲百十	三重県教育委員会規則、各市町教育委員会規則、各私立学校学則等に規定する休業日を除く日その他の当該学校等において授業及び保育を行う日（知事が別に定める日を除く。）

	メートル以内の区域	
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、度会郡玉城町及び南牟婁郡御浜町	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定に定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（知事が指定する地域を除く。）	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く日（知事が別に定める日を除く。）

- 2 住宅宿泊事業を実施しようとする住宅の敷地の一部が、前項の規定により制限を受ける区域内にある場合においては、当該敷地の全部について、前項の規定を適用する。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第三条、第五条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。